

▲ 独立行政法人発足後1年を経て

東京、奈良の国立文化財研究所が独立行政法人化されて、最初の1年間で終了しました。一口に独立行政法人化といっても、国と制度上どのような違いがあるのか、また、実際何が変わったのかとよく聞かれます。特に、法人化を控えている国立大学や大学共同利用機関などはもとより、地方自治体でもこうした国の取り組みに対し、とても高い関心が集まっているようです。そこで、簡単に独立行政法人の制度上のことや、実感したことなどを書いてみたいと思います。

まず、制度上のことですが、一言で言えば国の機関から外れて、独立した法人になったということですが、このことにより実際何が変わったのでしょうか。これは端的に言えば、法人には裁量権が与えられたが、ともに責任も負うべき立場になったということではないでしょうか。文化財研究所の法人化の前と後の業務内容そのものは、実際、ほとんど変わっていませんが、法人の裁量により、業務計画を立案し予算も配分することが可能となったことが大きな違いでしょう。もちろん中期計画は主務大臣の認可が必要ですから、合理的なものでなければなりません。が、予算の使い方などは国の制度と違い、細かな制約はありません。したがって、継続した事業での予算の使い方、各年度での違いがあっても、計画に則ったものであれば構わないということですが、この点は、確かに独法制度の利点であると思います。国の場合は、予算の中に旅費や謝金といった費目別の積算があり、実態としてこれを毎年変えることは困難なことでした。その代わりに会計制度上、これをどのように使用したかということ、事後に問われることはありませんでした。ここが、独立行政法人の制度と大きく異なる点です。独立行政法人は、制

度上、どのように予算を使っても良いのですが、それを事後に説明する責任があり、また評価される一つの指標ともなります。これが裁量権とともに与えられた責任の一つに上げられます。

会計上の説明責任の必要性から、独立行政法人には企業会計が導入されました。このことは国の制度と大きく変わった点です。国の会計の特徴は、単式簿記、現金主義による収支会計、予算重視などがあげられますが、これに対し企業会計では、複式簿記、発生主義による損益会計、決算重視といった特徴があげられます。このことは事務的に、会計を扱う部署だけに關係することのようにとられがちですが、実は企業会計の財務諸表等は、法人の活動状況を示す重要な情報であり、評価に大きな影響を与える可能性もあります。いわゆるコスト管理やコスト認識といった問題が、独立行政法人に求められることになったということでしょうが、これはつまり予算を使う部局それぞれが、日頃からきちんとその管理を行う必要があるということにつながります。

最後に、独立行政法人の評価のことに少し触れたいと思います。中期目標の期間(文化財研究所では5年)の終了後、法人は各省に置かれた評価委員会の評価を受けることとなります。その評価の結果、主務大臣は、法人の業務を継続させる必要性、組織のあり方、その他組織及び業務の全般にわたる検討を行い、所要の措置を講ずることになっています。つまり5年に一度、法人は、その存在意義を改めて検討されるということになり、評価は独立行政法人の制度上、最も重要なポイントといえます。しかも5年ごとの評価のほか、各事業年度の業務の実績に関する評価も毎年受けることとなっています。このため文化財研究所では、業務の実績を自ら判断する必要性から、自己点検評価を毎年実施することとしました。その結果は、報告書として公表することとしておりますが、まもなくその概要をホームページでも公開する予定です。

(独立行政法人文化財研究所 総務部)